



令和3年12月15日

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 10 万円を
現金で一括支給します

令和3年12月13日付けで、児童手当を受給されている世帯（公務員の方は除く。）に対し、その対象児童1人あたり5万円（先行給付金）の臨時特別給付金を支給する旨の通知を送らせていただきましたが、このたびの国の方針転換により、10万円分を現金で一括支給することも可能となりました。

これを受けて、本市におきましても、対象児童1人あたりの臨時特別給付金 10 万円を現金で一括支給することとしましたので、お知らせします。

なお、児童手当を受給されている世帯（公務員の方は除く。）には、当初の予定どおり12月24日以降順次振り込みます。

記

1 主な変更点

変更前：先行給付金：現金5万円

5万円相当の追加給付：支給方法等について検討中

変更後：現金10万円の一括支給

2 今後のスケジュール

12月16日：児童手当受給世帯（公務員除く）へ追加のお知らせ発送

12月24日：児童手当受給世帯（公務員除く）へ給付金振込開始

12月24日：高校生世代等の対象者（要申請者）へ案内文、申請書発送（予定）

1月下旬以降：申請のあった方へ順次振込み

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：巴、小堀、小川

電話：30-6136 FAX：22-1398